

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和6年6月28日

香 美 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		香美市土佐山田町（山田、佐野、本村）及び香北町（永野）	無	令和5年度～令和9年度	ものベジ
		○		香美市香北町（蕪生野、下野尻、美良布、吉野、根須、五百蔵）	無	令和2年度～令和6年度	香北有機農業研究会